

平成29年 第7回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成29年 7月28日(金) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員7名
農地利用最適化推進委員7名
農業委員
1番 大福 裕子 2番 幸妻 正浩 3番 森 清一
5番 宇治橋 俊美 6番 二宮 國光 7番 永友 清太
会長 坂本 弘志
農地利用最適化推進委員
1番 松井 正一郎 2番 永友 祥一 3番 山口 裕三
5番 永友 定己 6番 木浦 由子 7番 宮越 美秋
8番 橋口 卓史
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
第2 会期の決定(別記のとおり)
第3 諸報告
第4 議案第33号 農地移動適正化あっせん事業について
第5 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
第6 議案第35号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認
について
第7 議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認
について
第8 議案第37号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計
画の決定について
第9 議案第38号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面
積について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭 局長補佐 三笠浩三
主 査 佐野由美

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、ただ今から平成29年第7回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。坂本会長、会の進行をお願いいたします。

[議長]

本日は7月の農業委員法の改正により農業委員と新たに農地利用最適化推進委員が決められました。最初の総会ですが、これから3年間皆さんの協力をよろしく申し上げます。それでは総会を始めます。

本日の委員、7名全員が出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。なお、農地利用最適化推進委員7名全員が出席です。

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第10条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、3番 森清一委員・5番 宇治橋俊美委員を指名いたします。

なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の会期の決定については別記のとおり、本日7月28日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声有り】

異議なしと認めます。よって会期は、本日7月28日の1日間と決しました。

日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページをお開きください。訂正と書いてある方の諸報告の方をお願いいたします。

業務報告です。【7月】。10日(月)・11日(火)・12日(水)が平成29年度転作等確認となっております。11日(火)平成29年度第4回高鍋町特別融資制度推進会議が行われました。会長、事務局から三笠補佐が出席しております。12日(水)第16回常設審議委員会。会長が出席しております。21日(金)高鍋町農業委員会の委員の任命式が行われております。同じく21日(金)平成29年第1回高鍋町農業委員会臨時総会が行われております。同じく21日(金)高鍋町農地利用最適化推進委員の委嘱式が行われております。同じく21日(金)全員協議会が行われております。24日(月)現地調査を行っております。会長、宇治橋委員、永友清太委員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席しております。28日(金)本日が平成29年第7回高鍋町農業委員会総会となっております。全委員出席、事務局全職員出席となっております。

ます。

続きまして業務計画【8月】です。2日（水）平成29年度農業委員及び農地利用最適化推進委員研修会となっております。二宮委員が出席いたします。4日（金）西都児湯市町村農業委員会連絡協議会臨時総会です。会長、事務局から鳥井が出席予定です。16日（水）第17回常設審議委員会が行われます。会長が出席予定です。この常設審議委員会は、西都児湯市町村農業委員会連絡協議会の会長・副会長が出席することとなっております。その会長・副会長におきましては、4日の臨時総会で決定いたします。坂本会長が会長・副会長に就任されなかった場合は、常設審議委員会の出席もなくなるということになります。21日（月）平成29年度農業委員及び農地利用最適化推進委員研修会です。農業委員、農地利用最適化推進委員と、事務局からは鳥井、佐野主査が出席予定です。22日（火）農業会議の臨時総会です。会長が出席予定です。23日（水）が現地調査となります。会長、大福委員、森委員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席予定です。23日（水）平成29年度農業者年金加入推進特別研修会です。委員参加者については未定です。事務局からは佐野主査が出席予定です。25日（金）第43回宮崎県農業者年金受給者協議会総会が行われます。会長が出席予定です。28日（月）が平成29年第8回高鍋町農業委員会総会となっております。全委員、全職員出席をお願いいたします。総会が終わった後に、農地中間管理機構事業の説明会がございます。こちらの方も全委員出席をお願いします。事務局から鳥井・三笠補佐が出席予定となっております。業務報告、業務計画については以上です。

[事務局]

3ページをお開きください。「県進達経過報告」を申し上げます。

農地法5条申請。平成29年6月21日現地調査を行っております。

譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は駐車場で問題ありません。

譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は宅地分譲で問題ありません。

なお、7月12日付で許可となっております。

続きまして4ページをお開きください。「農地の時効取得に関する通知について」です。

1番 申請地 ○○大字○○字○○ ○○番 田 333 m² 外1筆 取得日 昭和57年4月18日 持分30分の10の取得です。権利者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 義務者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。

2番 申請地 ○○大字○○字○○ ○○番 田 333 m² 外1筆 取得日 昭和57年4月18日 持分30分の1の取得です。権利者 ○○大字○○ ○

○番地 ○○○○ 義務者 ○○ ○○ ○○番 ○○○○。

以上、報告いたします。

[議長]

ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか【質疑なし】

それでは、質問等ないようですから、以上で諸報告を終わります。

それでは続きまして、日程第4 議案第33号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7ページをお開きください。議案第33号「農地移動適正化あっせん事業について」。

1番 平成29年6月29日 売渡の申出です。申出者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 737㎡ 外1筆。

2番 平成29年7月10日 売渡の申出です。申出者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 1,875㎡。

この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質問なし】

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

売渡申出	1番	担当委員	2番	幸妻	正浩	委員
		順番委員	1番	大福	裕子	委員
	2番	担当委員	3番	森	清一	委員
		順番委員	2番	幸妻	正浩	委員

よろしく願いいたします。

なお、担当区域の推進委員とも連携を図りながら進めていただきたいと思います。

日程第5 議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

12ページをお開きください。議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 使用貸借 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 畑 面積 20,725 m² 外30筆 貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。この件につきまして、担当の森委員お願いいたします。

[3番]

説明いたします。この3条申請は、〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇さんへの農地使用貸借の申請です。〇〇〇〇さんは水稲約270a、お茶120a、キャベツ白菜が650aと大型複合農家であります。茶の手入れも行き届き、キャベツ白菜の作付けには現在ひまわりが作付けしてあります。また8月に行われるイベント「きゃべつ畑のひまわり祭り」のメンバーの一員として重責を担っており、この申請に対して正しいものと考えております。何ら問題ないと思います。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[7番]

報告いたします。業務報告にありましたように、7月24日坂本会長、宇治橋委員とわたくし、事務局から鳥井局長、佐野主査の5名で現地調査を行いましたので報告いたします。12ページの字〇〇につきましては、2ha程あるのですが、1/4程にお茶が植栽されており、他はひまわりがもうすでに満開の状態でありました。2番目、字〇〇から字〇〇、字〇〇につきましては、何れも早期水稲が作付けられており、稲刈りを待つばかりの状況です。字〇〇につきましては、ロータリーがかけてあって、きれいに管理してありました。13ページをご覧ください。一番上の字〇〇につきましては、早期水稲が作付けされておりました。2番目の字〇〇からの6筆につきましては、ロータリーがかけてありきれいに管理されておりました。その下の字〇〇2筆につきましては、ロータリーをかけたあと、こちら管理がしっかりしてありました。その下の字〇〇、字〇〇につきましては、早期水稲が作付けされておりました。一番下の字〇〇、14ページを開いていただいて、同じく一番上の字〇〇、字〇〇2筆につきましては、森委員の説明にもありましたように、ひまわりイベントに向けてひまわりが植えてありました。その下の字〇〇から字〇〇4筆につきましては、お茶が植栽されておまして、

いずれもきれいに管理されておりました。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

16ページをお開きください。農地法第3条調査書を付けております。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。借受人は貸渡人の〇〇で、今回〇〇〇〇、〇〇が所有する農地を借り受けるものです。申請地では水稻、キャベツ、白菜、茶を栽培しており、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。

[事務局]

すみません、申し上げるのが遅れましたけれども、可決権自体は農業委員にございますので、農業委員の方の賛否という形になります。申し訳ございません。説明不足でした。

[議長]

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次、2番です。

[事務局]

15ページをお開きください。2番 有償移転 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 畑 面積 7,192 m² 譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。この件につきまして、担当の宇治橋委員お願いいたします。

[5番]

説明いたします。これは3条の有償移転でございますが、現地は〇〇の西の外れの方にありますが、県道に通る道がありますけれども、その途中に〇〇の

〇〇があります。それを200メートル行ったところから、右へ曲がって〇〇へ行く線があります。そこを150メートル位行ったところの左手の畑でございます。〇〇〇〇さんは和牛、露地野菜、水稻等を作っておられますが、この現地の畑の近くには牛舎もあり、また畑もたくさん持っておられます。この畑の買い受けにより、なお一層の集約化になるかと思えます。畑では、飼料作、えん麦、その後キャベツ等を作っていくそうです。畑の周辺は畑地帯で、他には害はない、問題はないと思えます。譲渡価格は7,192 m²で総額〇〇円、反等〇〇円です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[7番]

報告します。申請地は現在芝がきれいに植えられておりました。南東側の角の方に長さが30メートル位で、2連棟の苗床に利用されていたと思われるビニールハウスがございました。中を見てみますと、きれいにロータリーがされており、いつでも利用できる状況でしたので、問題はないと思われます。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

17ページをお開きください。農地法第3条調査書を付けております。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。今回の申請は、申請地においてえん麦を栽培する予定で、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第6 議案第35号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

18ページをお開きください。議案第35号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」でございます。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 面積97㎡ 申請人 〇〇 大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は隣接一般住宅の車庫建設となっております。担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[6番]

引き続き18ページをご覧ください。本件は、平成8年に相続を受けて所有者となったものが、その全ての土地が宅地であると思い込みまして、平成10年頃に宅地と一種農地であろうとされている畑とにまたがって、約50㎡の車庫を建設したために、車庫の一部が農地にかかっているというものでございます。最近になって所有者が違反状態になっているということを認識しまして、これを是正するために転用の許可申請をしたというものでございます。場所は〇〇からほどないところでございます。具体的には20ページをご覧ください。中央右端の方に〇〇という表示がしてあります。ここから左の方にいきますと、手書きで申請地と記載されております。次に少し飛んで23ページを開いていただきたいと思います。

この建物配置平面図は住宅と車庫と宅地と農地の位置関係が分かる図面になっております。左側の四角形のものが車庫でございます。この車庫の上に左から右下がりの斜線が引いてありますが、この斜線より下の部分、南側でございますけれども、この97㎡が農地である、ということを示しております。したがって車庫の面積の約3/5程度が農地上に建築されているということを見ていただけたらと思います。

それからこの図面のやや右の方に、下の方に、接面道路に排水路ありと書いてありますが、敷地の南側つまり下側がですね、敷地に沿って、農地に沿ってと言える訳ですが、非農業用の排水路が通っております。その排水路と敷地の間にはブロック塀がありまして、この塀には水抜き孔が作っておりますので、排水の問題はないと考えられます。本件は農地法違反の既成事実が先にありまして、事後申請ですので始末書が提出をされております。以上でございます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願

いします。

[7番]

報告いたします。ただ今、二宮委員の説明の通り、縦横7メートル程の車庫が既に建っております。その6割程度が農地にかかっているということです。他の農地につきましては雑草が少し伸びている状態で、隣接する住宅の庭として活用されているようでした。一見すると三方が道に挟まれておりまして、高いところもありまして、全部宅地なのかなと勘違いするのも止む無しとも思ったところでした。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

申請地は、周辺農地の広がりから第1種農地と判断されますが「住宅その他申請に係る土地の周辺の土地について居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」と判断できますので転用許可対象となります。

転用目的は隣接一般住宅の車庫であり、転用面積は97㎡です。

転用理由は申請者は平成8年6月に申請地を相続により取得したものでありますが、当時より登記簿上畑であることの認識が無く、車庫を建築したものです。今回無断転用の状態にある認識に至ったため、事後の転用申請を行うに至ったものでございます。代替え地の検討は行ったものの、当概地が最も適したものと判断されております。

既に建物は既設であります。隣接地は申請者所有の宅地のみで、周辺土地への影響は無いと考えられます。雨水の排水は自然浸透によるものでありますが、申請地南側境界に設置のブロック塀に水抜き孔を設けており、申請地南側に隣接する排水路へ排出しております。

雨水処理等につきましては、問題が生じた際は、当方にて責任を持って対処するとの確約書が添付されております。

事業費につきましては事後の申請であるため発生いたしません。以上です。

[議長]

ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程第7 議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

24ページをお開きください。議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」でございます。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 783 m² 賃貸借でございます。貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は〇〇〇〇の増設及び進入路となっております。担当の幸妻委員よりご説明をお願いいたします。

[2番]

説明をいたします。この件は、皆さんもご存知だと思われませんが、〇〇〇〇の〇〇〇〇ということで場所もご存知だと思いますが、24日に木浦委員と〇〇〇〇さんに連絡を取りまして、現地で聴き取り調査をさせていただきました。一番心配だったのは、〇〇〇〇ということでございますので、雨水対策を一番心配していたのですが、雨水に対しましては、既存の施設の方に水が流れるような形になっていきますので、別に心配する程の事ではなかったかなと思われまます。賃貸につきましては、許可日から永久的に貸付でやっていくという事で聞きました。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[5番]

説明いたします。先程の永友清太委員と同じメンバーで現地調査を行いました。図面で説明したいと思います。28ページの図面ですが、上の方が〇〇〇〇〇で、一番下の方は〇〇〇〇〇になっております。この斜線の部分がおそらく増築される部分だと思います。それによります敷地の借り受けということで、下側は南側になると思うのですが、5反以上あったと思いますが、1メートル差くらいの高さのある〇〇〇〇〇さんの畑でございます。そこを783 m²借りるということで、周りは山林で畑も〇〇〇〇〇さんの畑しかないようございました。出入口も確保されており、周りも山林で他に影響はないと判断いたしました。以上、報告いたします。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

申請地は、過去の公共投資の実績もない、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は転用許可対象となります。

転用目的は〇〇〇〇の増設及び進入路であり、転用面積は783㎡です。

転用理由は賃借人は申請地を借り受けて、既存の〇〇〇〇を増設したく、今回の申請に及んでおります。

東、南、北側は賃貸人所有の畑、西側は賃借人所有の〇〇〇〇となっております。申請地は周囲の畑より一段低くなっており、土砂の流出等のおそれはないが、付近の耕作物その他に被害が及ばないようにするというところでございます。

汚水につきましては発生せず、雨水処理につきましては自然浸透とし、問題が発生した場合は、当方にて責任を持って対処するとの確約書が添付されております。

事業費につきましては建築代金、その他〇〇円となっております、金融機関の残高証明書が添付されております。以上です。

[議長]

ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次、2番です。

[事務局]

続きまして2番です。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 989㎡ 所有権移転となります。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇 〇〇 〇〇番 〇〇〇〇 転用理由は太陽光発電施設の設置となっております。担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[6番]

3種農地である畑に太陽光発電施設を設置するために所有権を移転する許可申請でございます。30ページをご覧いただきたいと思っております。場所が具体的

に説明しにくいのですが、ざっくりした場所は、この30ページは〇〇から町の中心に向かう道路が右下から上に向かって伸びている、その〇〇と、〇〇と〇〇、これに挟まれた地域内でございます。手書きの所がその畑でございます。畑の現況は平たん地で何も植えられておりません、雑草が生えておりますけれども、きれいに刈られている状況でございます。造成にあたっては、平たんな土地ですので、盛り土などは行わずに、整地だけを行うという計画になっております。造成が計画通りに行われれば、土砂等の流出は平地でありますのではないものと考えております。それから排水につきましては、この畑に沿って、非農業用の排水路がありますので、排水上の問題も生じないものと考えられます。それから隣接する土地の地権者に対しましては、事業内容の説明を行った上で同意を得ていると聞いております。以上でございます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[5番]

現地調査の説明をいたします。先程のメンバーで24日に現地調査を行いました。31ページの図面で説明したいと思っております。この〇〇が現地ですが、〇〇の白い何も書いてないところに排水路があり、砂利道となっております。北側〇〇が住宅になっており、周りは雑草地となっております。現地は二宮委員から説明があった通り、草刈り等がきれいにしており、立派になっておりました。大きな木が1本生えておりましたが、周りは雑草地で、太陽光を建てても別に問題、影響はないと思っておりました。以上、報告いたします。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、第一種住居地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象です。

転用目的は太陽光発電施設であり、転用面積は989㎡です。

転用理由は申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したく、今回の申請に至ったということでございます。

土地造成は整地のみで、雨水等の排水は自然浸透のみで現状と変更はないとのことです。本件転用による新たな排水発生はなく、また、土地造成に盛土等

もなく、隣接地への土砂の流出の懸念も無いとのことでございます。また、隣接者には事業内容を説明し同意を得ているということでございます。被害防除には充分対処するが、被害が生じた場合は当方が責任を持って対処するとのことでございます。

事業費は建築工事・土地造成工事費用〇〇円、土地取得費〇〇円、合計〇〇円となっております。金融機関の融資承認、通帳の写しが添付されております。

なお、九州電力の工事費負担金請求書、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定書が添付されております。以上です。

[議長]

ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】 それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程第8 議案第37号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

34ページをお開きください。議案第37号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」。利用権設定となります。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 634 m² 外6筆 利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[5番]

説明いたします。〇〇の〇〇、〇〇ですが、これは二宮委員の担当地域であります。〇〇の〇〇の面積が多いので、わたしの方で説明したいと思います。

田んぼの方、〇〇の現地は、いまの〇〇、〇〇〇〇がありますが、〇〇の道を〇〇の方に行く通りがあります。〇〇の〇〇〇〇とか〇〇〇〇さんがありますが、この〇〇はその裏側辺りと思います。それから〇〇は、〇〇を反対に渡って、〇〇〇〇を〇〇の方に行きますと住宅を過ぎてすぐの2番目の田んぼになります。

畑の方は〇〇、これは〇〇〇〇から〇〇の坂を上がってすぐの左の畑でございます。一区画の7反8畝の畑でございます。

〇〇〇〇さんは家族で水稲とか露地野菜等を中心に経営されていますが、今度借りられる水田では、いまの時期は飼料稲を栽培され、その後は、飼料えん麦を作付けされていくということです。また〇〇の畑の方は、いまの時期がソルゴー、その後、露地野菜のキャベツ・白菜等を作っていくそうです。周りは水田地帯でもあるし、共に畑地帯であり、周りに影響もなく耕作できる土地でございます。〇〇〇〇さんも着実に経営されていますので、問題ないと思います。

ちなみに賃借料が、田んぼの方が反当〇〇、総額〇〇だそうです。畑が反あたり〇〇円、総額〇〇円となっております。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次、2番です。

[事務局]

35ページをお開きください。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 208 m² 外7筆 利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の森委員よりご説明をお願いいたします。

[3番]

説明します。この強化法による申請は先程3条申請がありましたけれども、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんへ、〇〇〇〇さんの〇〇〇〇さんの名義の農地を新規で10年間、〇〇〇〇氏に利用権設定するものです。

現地は〇〇のすぐ側に殆どの土地があります。

土地の使用料は無償となっております。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。
起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

続きまして日程第9 議案第38号「農地法第3条第2項第5号の規程に基づく下限面積について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

[事務局]

36ページをお開きください。議案第38号「農地法第3条第2項第5号の規程に基づく下限面積について」。

37ページをご覧ください。「農業委員会の適正な事務実施について」の一部改正により、農業委員会は、毎年、下限面積（別段面積）の設定又は改正の必要性について審議することになったことから、今年度の下限面積（別段面積）について以下のとおり提案するものです。

方針ですが、下限面積については、法律で定められた50アールとし、別段の面積の設定は行わない。理由としましては、農地法施行規則第17条第1項及び第2項に規定された別段の面積の基準には該当しないためであります。農地法第3条第2項第5号に定められる下限面積は50アールとなっておりますが、市町村農業委員会で別段の面積を定めた場合はその面積となっております。

別段の面積を設定する場合の基準は、農地法施行規則第17条第1項及び第2項に規定されております。第1項については、平均的な経営規模が小さい地域等において、50アールの下限面積が実状に適さないと判断される場合に適用されますが、具体的には下限面積未滿の経営規模の農家が40パーセントを下らないように設定することとなっており、高鍋町では、50アール未滿の経営規模の農家が16.2パーセントであったため、該当しません。第2項については、耕作放棄地等が相当程度存在することや、下限面積未滿の経営規模の農家が増加することにより、効果的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない場合に適用されますが、町内の耕作放棄地が占める割合もわずかであるため該当しません。

[議長]

事務局の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。

[6番]

よろしいですか。今年度はいつからでしょうか、時期が年度の途中になっているのでいつからかな、と。4月に遡ってということでしょうか。

[事務局]

おっしゃる通り、毎年決めるということになっております。4月に遡ってということではなくて、1年に1回決めるということです。去年もこの時期の総会で50アールということに決まりました。本来でしたらおっしゃるように4月1日を基準にして、3月に定めるのがよろしいのではないかなと考えておりますけれども、毎年、今の時期、7月の総会にかけるような形になっております。50アールにつきましては、法が50アールになってからずっと高鍋町の下限面積は50アールになっております。

[議長]

その他、質問等はないでしょうか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わりましたが、事務局からその他で連絡することがあればお願いします。

それではこれもちまして、平成29年第7回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

(14時52分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第10条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 3 番

署名委員 5 番